

薬生食輸発1129第2号
令和4年11月29日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産青とうがらしのプロピコナゾール及びバナナのペルメトリン並びにチリ産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年11月24日付け薬生食輸発1124第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産青とうがらしのプロピコナゾールについて、検査命令を解除したことから、令和4年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、チリ産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリンについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除し、これまでの検査実績を踏まえ、ベトナム産バナナのペルメトリンについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和4年11月29日	ベトナム	青とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	プロピコナゾール	